

平成26年度第2回

北海道青少年健全育成審議会

議 事 録

日 時：平成26年10月21日（火）午後2時00分開会

場 所：北海道庁赤れんが庁舎1階5号会議室

1 開 会

○事務局（田中青少年担当課長） 皆様、お忙しいところありがとうございます。時間が少し早いのですが、皆様お集まりですので、第2回北海道青少年健全育成審議会を開催させていただきます。

議事に入りますまで、私、環境生活部くらし安全局道民生活課青少年担当課長の田中ですが、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、環境生活部くらし安全局長 佐藤 敏 から、ご挨拶を申し上げます。

2 挨拶

○事務局（佐藤くらし安全局長） 環境生活部くらし安全局の佐藤でございます。

委員の皆様方には大変お忙しい中、お集まりいただきまして厚くお礼を申し上げます。

今日は、前回諮問をさせていただきました「北海道青少年健全育成基本計画」の見直しについて、主にご審議いただくというものでございます。

この計画は、ご承知の通り「北海道青少年健全育成条例」に基づきまして、本道の青少年の健全な育成に関する施策の「総合的かつ計画的な推進を図る」ということを目的として、平成20年3月に策定したものでございます。

20年3月の計画策定以降、国の施策の総合的な推進を図る枠組みといたしまして、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されております。

また、スマートフォンの急速な普及に伴いますネット依存でありますとか、子どもの貧困の問題でありますとか、新たな問題・課題といったものが、その後、生じているということでございまして、青少年を取り巻く環境におきましても、社会全体で育むべき青少年の健全な育成環境の整備といったことが、より一層、重要になってくるという状況であるという認識をいたしております。

こうした様々な環境の変化に対応いたしました計画の見直しの検討を、皆様方をお願いしているところでございますけれども、この計画は、これからの道の青少年健全育成の施策の展開を図る上での非常に重要な土台でございまして、委員の皆様方におかれましては、本道の青少年の一人ひとりが、夢と希望を持って成長していける北海道を目指して、それぞれの立場から、忌憚のないご意見をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局（田中青少年担当課長） 佐藤局長につきましては、この後、別の公務がございまして、ここで退席とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○事務局（佐藤くらし安全局長） よろしく願いいたします。

3 議 事

○事務局（田中青少年担当課長） それでは、会議に移らせていただきます。はじめに会議の成立について、ご報告いたします。

北海道青少年健全育成条例第50条第2項の規定によりまして、「本審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。」とされているところでございますが、本日、委員定数15名のうち当初10名出席予定でしたが、急遽、菅原委員が用務により欠席となりまして、9名の出席をいただいております。従って、本会議は成立していることをご報告いたします。

また、本日はオブザーバーといたしまして、青少年行政を推進するために道庁内に設置しております、北海道青少年健全育成推進本部の幹事の方々も後ろの方に出席しておりますことを、併せてご報告いたし

ます。

○事務局（田中青少年担当課長） それでは、議題に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

次第の配布資料にありますとおり、資料1から3までお配りしております。

資料1-1、資料1-2、資料2-1、資料2-2、資料2-3、資料3といたしまして資料3-1から修正正誤表、3-2、3-3、3-4、そして一番下に事前に提出いただきました「見直し方向」に対する委員のご意見と事務局の考えをお渡ししていますので、よろしくお願ひします。

また、日置委員から、「若者と考えた自立のためのハンドブック」という冊子を、今回の審議の参考になるということでご提供いただいておりますので、お手元の方に配付させて頂いております。

日置先生、これについて、一言いただけますでしょうか。

○日置委員 若者の当事者と、主に生活困窮を抱えて貧困家庭で育った子どもたちのリアルな声を伝えようということで、若者たちと一緒に作ったハンドブックなので、「当事者の声」ということで皆様の参考にとおひ、配付させていただきました。よろしくお願ひします。

○事務局（田中青少年担当課長） 資料に足りない物はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

本日の会議ですが、終了は午後4時頃を目途としておりますので、議事の進行にご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。進行は、千葉会長にお願ひいたします。

○千葉会長 はい、わかりました。

それでは、ここからしばらくの間は、私が進行役を務めさせていただきます。

まず、はじめに報告事項といたしまして、①青少年の意見・意識調査結果について、これを扱います。これについては、事務局の方から報告をお願いします。

○事務局（加藤主幹） 青少年グループの加藤です。よろしくお願ひします。座って説明させていただきます。

それでは、私の方から、資料1-1の説明をさせていただきます。

こちらの資料は、青少年の意識・意見調査の集計表でございまして、当課で取りまとめを行っているものでございます。

平成25年度の実施結果につきまして、本年3月に審議会にご報告させていただきました。この調査は2年生を対象とした調査でございまして、1ページ上段右側の回答した学年の表のとおり、1年生と3年生が入っているため、「2年生だけで集計した場合と差があるのでは」とのご意見をいただき、事務局で検証した結果につきまして、ご報告させていただきます。

下段のローマ数字の「I 家庭・親子関係について」から、それぞれの調査項目について、2年生のみを再集計した結果を上段の「2年生のみ」の欄に、前回報告値、すなわち、1年生や3年生を含んだ回答全体で集計した値を「全体」の欄に、その差を「比較」の欄に記載したものです。

このように調査項目について、検証を加えた結果でございまして、最も、回答割合に差が出たのは、8ページでございまして、Q16-3の質問に対する「③結婚しなくてもよい」又は「④結婚しない方がよい」のいずれかに答えた人に再度理由を質問したのですが、「一人でも不便を感じない」の2年生のみと全体の差が7.4%、9ページのQ18-2の質問に対する「⑤参加したことがない」と答えた人に再度理由を質問した回答のうち「参加する機会がない」が7.4%でございまして、その他の質問項目は、

多少のばらつきはあるものの、概ね5%以内に収まっているところとなっております。

このように、大きく傾向に差はないのですが、ご指摘もございましたので、本年度以降は2年生のデータのみで集計することとしたいと考えております。

次に、資料1-2をご覧ください。

「青少年の意識・意見調査の推移について（平成21～25年度）」の資料でございます。これは、さきほど申し上げました、平成25年度の調査結果を審議会にご報告した際に、「長いスパンで見るときの変化はどうか」とのご意見をいただきましたので、集計したものでございます。

平成21年度から平成25年度までの標記調査結果から、2年生の回答についてのみ抽出し、比較可能な調査項目について回答の傾向を分析したものでございます。

なお、途中で設問が変わっているものもございますので、一部の項目については平成22年度、平成23年度からの比較となっております

まず、1ページの「Ⅰ家庭・親子関係について」の「①あなたは、「親の意見にはできる限り従うべきだ。」という考え方についてどう思いますか。」の質問に対しては、肯定意見、すなわち、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計が、増加傾向にあります。

次に、2ページの「②あなたは、「子どもは親から経済的に早く独立すべきだ。」という考え方についてどう思いますか。」については、肯定意見が微増しております。また、下段の「③年老いた親を養うこと」についても、肯定意見が微増しております。

3ページですが、「Ⅱあなた自身の「生き方」や道徳観・倫理観について」の「①次のa～gそれぞれの質問について、あなた自身の「生き方」としての考え方に最も近いものは。」の質問の「a 特に意見を強く出さず、世間の流れにさからわずのんびり暮らしたい」が、年度によって変動はあるが、肯定意見が多い結果となっております。

また、「b 努力は必ず報われるので、何がなんでも一生懸命がんばっていく」は、肯定意見が多い傾向に変化は見られませんでした。

次に、4ページの「c 自分自身が何事においても、しっかりしていればそれでよい」については、年度によって変動はあるものの、肯定意見が6割程度を保持しており、また、「d 人生は、その時が楽しければよい」が、年度によって変動はあるものの変化の兆しは見られない状況です。

次に、5ページの「e 家族や友人に囲まれて、楽しく暮らしていきたい」の肯定意見が9割を保持、「f 仕事よりもプライベートを優先し、自分の時間を多くもつ」が、年度によって変動はあるものの傾向に変化は見られません。また、「わからない」が毎年10%強であるのも特徴となっております。

次に、6ページの「g 地域や社会の活動に参加し、世の中に貢献したい」は、肯定的意見が8割前後であり、傾向に変化は見られません。

次の質問ですが、「②の次の行為について、どう思うか」という倫理感を問う質問に対しては、「a 親に反抗すること」は、年度によって変動がありますが、「いちがいに言えない・わからない」が増加傾向となっております。

次に7ページの「b 先生に反抗すること」については、年度によって変動はあるものの、「いちがいに言えない・わからない」が50%程度ある状況です。

次の「c 納得いかないことを暴力で解決しようとする事」は、「やってはいけない」が9割以上であり、傾向に変化は見られません。「d いじめをすること」は、「やってはいけない」が9割程度であり、こちらも傾向に変化は見られない状況です。

次に、8ページの「e 万引きすること」は「やってはいけない」が多数であり、傾向に変化は見られません。「f 酒を飲むこと」は「やってはいけない」が増加傾向にあり、「g たばこを吸うこと」は「やってはいけない」が9割程度であり、傾向に変化は見られない状況です。

次に、9ページの「h 無断外泊をすること」は、年度によって変動はあるものの、「やってはいけない」が6割程度であり、傾向に変化は見られません。

また、「i 家出をすること」は、「やってはいけない」とする回答が5割を切る傾向に変化は見られない状況です。

「j 学校をさぼること」は、年度によって変動はありますが、「やってはいけない」が6割程度であり、傾向に変化は見られない状況です。

次に、10ページの「k ポルノ雑誌などを見ること」は、年度によって変動はあるものの、「やってはいけない」が4割程度であり、傾向に変化は見られず、「l シンナー・大麻などを吸うこと」と「m お金や品物をもらうためにセックスすること」は、「やってはいけない」が多数であり、傾向に変化は見られません。

次に、11ページの「Ⅲ学校生活について」の「①あなたは、学校での次のそれぞれについて、満足していますか。」の質問ですが、「a 授業の内容ややり方のこと」と「b 先生のこと」は、肯定意見に増加傾向が見られます。

「c クラスメイトのこと」は肯定意見が7割前後で変動は見られません。

次に、12ページの「d 部活動やクラブ活動のこと」、「e 学校生活のきまりのこと」、「f 学校の設備や施設のこと」はいずれも、肯定意見に増加傾向が見られます。

次に、13ページの「②あなたは、友達とどのようにつきあっていますか。」については、「目的により友達を替えてつきあいをしている」に増加傾向が見られます。

次に、14ページの「Ⅳ男女の役割や結婚について」ですが、この設問が過去3年間の傾向しかデータが比較できませんが、「①男は外で働き、女は家庭を守るべきだ。」と「②子どもが小さいときは、子どもの世話をするのは、母親でなければならない。」についてどう思うかという質問に対し、否定意見が多い傾向です。

「③-1あなたは、結婚についてどうお考えですか。」に対してですが、肯定意見が多い傾向です。

15ページと16ページは、結婚に対する肯定意見の人、否定意見の人にそれぞれその理由を質問したのですが、傾向に変化は見られませんでした。

次に、17ページですが、「Ⅴ地域やこれからの社会について」の「①-1あなたは最近1年間、地域（近所・町内会・市町村など）のどのような行事、活動に参加しましたか。」の質問には、「参加したことがない」に増加傾向が見られますが、参加した行事の傾向には変化は見られませんでした。また、①-1で「⑤参加したことがない」と答えた人に理由を問うた質問が下段ですが、「参加する機会がない」が増加傾向にあります。

次に、18ページですが、「②あなたは、今の社会がどのようになることを希望しますか。」については、一番多いのは「だれもが生き生きと暮らせる明るい社会」で、他の選択肢とのバランスを見ても傾向に変化は見られませんでした。

次に、19ページの「③あなたが北海道や地域で取り組んで欲しいと思うことは。」の質問に対しては、年度によって変動はありますが、こちらも、特に傾向に変化は見られません。

次に、20ページの「④あなたが大人として特に必要だと思うことは。」については、一番多いのは「就職して経済的に自立していること」ですが、特に、傾向に変化は見られません。

次に、21ページの「⑤ 青少年が罪を犯したり、非行に走ったりする主な原因は何だと思えますか。」については、「本人の罪の意識、悪いことをしているという意識が欠けているから」が最も多く、傾向に変化は見られない状況となっております。以上です。

○千葉会長 それでは、青少年の意見・意識調査結果の推移についての説明がありましたが、何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

(発言者なし)

○千葉会長 よろしいでしょうか。それであれば、次に移らせていただきます。

次は、②の北海道青少年健全育成基本計画推進状況について、これを扱いたいと思います。
それでは、また、事務局から説明をお願いします。

○事務局（盛本主査） 道民生活課の盛本と申します。座って説明させていただきます。

引き続き、北海道青少年健全育成基本計画の推進状況につきまして、資料の2-1、2-2、2-3で
ご説明いたします。

平成25年度青少年健全育成施策について、資料2-1をご覧ください。

「基本方針1 青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり」です。

青少年の健全育成を図り、地域ぐるみの運動を展開するため、青少年育成運動推進指導員を全道に配置
し、各総合振興局・振興局単位で管内行政機関と育成協との合同会議を開催し、意見交換等を行っている
ところでは、

また、青少年育成運動活性化研究協議会を開催し、青少年育成関係者が、運動の現状について話し合い
を行い、一年間の総括を行っているところです。

さらに、青年活動リーダー養成講座を実施し、19名の地域リーダーを養成。道民家庭の日の普及促進の
ため札幌駅コンコース内での普及啓発等を実施しております。

いじめ・不登校等対策につきましては、北海道いじめ・不登校等対策本部会議の開催や、いじめ・不登
校などの相談を受けるため、専任相談員によります24時間体制での電話相談の実施、スクールカウンセラ
ーやスクールソーシャルワーカーの配置を行っているところです。

続きまして、「基本方針2 青少年の自立を促す環境づくり」です。

「青少年の意識・意見の把握、社会への関心・興味の育成」といたしまして、道内の高校生321名を対象
とし、家庭、親子関係、「生き方」や道徳観・倫理観といった項目につきましてアンケート調査を実施い
たしまして、青少年の意見等の把握に努めております。

また、北海道、北海道教育委員会、道内経済団体等で構成しております、次代の北海道を担う青少年育
成協議会において、日本の次世代リーダー養成塾へ10名の高校生を派遣しました。

「青少年の望ましい勤労観・職業観を育てるキャリア教育等の充実」といたしまして、求職と求人ミ
スマッチが生じている企業・業種に対する理解の促進を図るため、14管内で見学会を実施するなど、キャ
リア教育を推進しております。

また、「青少年の就業支援の促進」といたしまして、北海道若年者就職支援センター（ジョブカフェ北
海道）におきまして、フリーター、若年無業者などに対し、キャリアカウンセリングから適職のマッチン
グまでの就職支援サービスをワンストップで提供するなど、若年者の就業促進を図っております。

「基本方針3 社会環境の浄化の促進」です。

「非行・被害防止対策の推進」といたしまして、毎年7月の「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運
動」におきまして、道警や関係機関等と連携し、青少年の非行・被害の防止を図るための取組を実施して
おります。

各警察署の少年補導員が、地域の実情に即して非行防止活動を実施し、警察官が中学校等で教員と協力
し、指導を行うなど、非行防止教室を実施しています。

「薬物乱用防止対策の推進」といたしまして、北海道薬物乱用防止指導員を対象とした研修会を開催す
るとともに、青少年等の薬物乱用防止支援を行う保健所等の薬物相談担当者の相談技術研修会を実施して
おります。

「有害環境の浄化の促進」といたしまして、有害興行を111件指定したほか、全道に立入調査員を配置し、
7月と11月に書店、コンビニ、カラオケボックス等に対する全道一斉立入調査を実施しております。

「有害情報対策の推進」といたしまして、インターネット上の有害情報から青少年を守る道民フォーラ
ムを旭川市において開催し、教育関係者、保護者など約300名が参加してございまして、青少年の携帯電話や

インターネットの利用に係る問題につきまして、現状説明や問題提起などを行っております。

続きまして、「基本方針4 青少年の福祉を阻害する行為の防止促進」です。

「子どもの安全、安心の確保のための取組の推進」といたしまして、防犯に関するリーフレット等の作成・配布、「春の地域安全運動道民の集い」等を開催し、防犯活動推進地区の指定をしたほか、地域安全マップの作成支援などを行い、安全・安心のポータルサイトを通じて、「安全・安心どさんこ運動」への参加呼びかけや、参加団体等を紹介しております。

「児童虐待の予防と早期対応」といたしまして、地域の関係機関で構成いたします、要保護児童対策地域協議会を設置しております。

以上が平成25年度の施策の実施結果でございます。

また、資料の2-2「平成26年度青少年健全育成施策の主な事業計画」につきましては、基本的には、平成25年度の実施結果で報告いたしました事業について、引き続き実施するものです。

資料の2-3です。「平成26年度北海道青少年健全育成基本計画（どさんこユースプラン）推進状況」でございます。

こちらにつきましては、先ほどご説明いたしました資料2-1、資料2-2の具体的な事業について、それぞれ記載しております。

2ページの関連事業費一覧につきましては、青少年健全育成基本計画に記載しております、基本方針、施策の目標、主な取組毎の事業件数と予算額を記載しております。

以下、関連事業推進状況として4ページ以降、それぞれ行っている事業について、記載しております。

こちらにつきましては、各自でご覧いただきたいと思っております。

以上で、基本計画推進状況についての説明を終わります。

○千葉会長 はい、説明ありがとうございます。

ただ今、事務局の方から北海道青少年健全育成基本計画推進状況について、報告がありましたが、これに関して、何か質問等がありましたらお願いいたします。

○宮川委員 質問ということではないですし、全体を通してこれでいいのかなと思いますけれど、二つの件で、実際の計画はこれだけ厚いので、どこかで出てくるのかもしれませんが、どこかで発言しなければならないと思われましたので、お話ししたいのですが。

一つは、基本方針2と関係するのですが、青少年の自立を促す環境づくりの③の所で「青少年の就業支援の促進」があり、これは青少年に対する働きかけとしてはいいと思いますが、青少年といえども社会状況の中で動いているので、正社員としての雇用が全体として少なくなってきたことが、若者にどれだけ影響があるのか。企業や社会全体に向けて、正社員として雇用するとか、再就職、本人の希望とうまくマッチしていないというときに、出直しをする場合、「次は、正社員の道はない」ということがないように、何らかの働きかけが必要なのではないかというのが一つ目です。

もう一つは、北海道全体で見た場合、地域の状況がずいぶん違うと思っています。人口減少で若者全体が減っているだけでなく、地域的な偏りがあり、札幌に一極集中で、それ以外の所はどんどん減っているという問題があります。そのことによって、どういう状況になっているのか、地域と都市部では同じような悩みではなくて、実は正反対なのではないか、ということがありますので、そういう視点からも見ていく必要があるのではないかと思います。

○千葉会長 今の、宮川委員の意見・質問に対しまして、事務局の方から何かありましたらお願いします。

○事務局（加藤主幹） ご指摘がありました、社会情勢・経済情勢の変化によって、青少年の置かれる状況がかなり変わるというのは、高校卒業生の就職決定率が毎年変わるという所から見ても、そのように考

えております。

ただ、それが、どのような形で青少年に影響を与えているか、という点につきましては、現状では、分析をしきれていないという状況です。

次に、一極集中の問題ですが、日本全体で人口は減っていると言いながらですね、都市部と郡部とはその状況と違いますか、ペースに差があるというのは歴然とした事実であると考えています。

従いまして、同じ方向の悩みで大きさが違うのか、大都市と180度とまではいなくても150、160度位、違う悩みを抱えている地域があるのか、というのは具体的な取組の中などで考えていかなければならないと思っています。

○千葉会長 ありがとうございます。今のようなお答えでよろしいでしょうか

○宮川委員 はい。

○事務局（田中青少年担当課長） 今、おっしゃられた意見を含めて、計画の見直し等につきまして、反映させていけるものについては、反映させていくことを考えさせていただきたいと思っています。

○千葉会長 はい。よろしくをお願いします。

○熊谷委員 我々は映画興行で生きておりますが、映画興行の世界では、大きな出来事として「3.11」（東日本大震災）があります。

映画というのは、どちらかというと夢を売る商売ですが、「3.11」以降、絶対に正義は勝つというものが当たらなくなりました。以前は、どんなことがあっても正義は勝つというストーリーが多かったのですが、「3.11」以降、2割位、映画の興行収入が落ちており、今年になって、逆に1割増えています。それは、「人間は強いんだ」とか「人間は美しいんだ」というものにスポットを当てた映画、今年で言えば、「アナと雪の女王」とか「ドラえもん」が凄く当たりました。

これは、一般的な現象ですが、さきほどの統計を見ていると、「なるほどな」と思うところもあります。そのあたりが掴み切れていないのではないかと思います。

○千葉会長 今のは、ひとつ前の資料1の報告の件ですね。

○熊谷委員 はい。

○千葉会長 事務局、いかがですか。

○事務局（田中青少年担当課長） 若者の意識の部分ですね。

○熊谷委員 はい、そこがちょっと分析できていないのではないかと。

○事務局（田中青少年担当課長） 参考にさせていただきます。

○熊谷委員 全体を読みましても、ITとかスマホとかが出ていますが、その所には触れていないので。そこは大きなポイントなのかもしれません。

○千葉会長 ありがとうございます。

○高崎副会長 資料2-1と2-2で平成25年度と26年度の説明をいただいたのですが、基本方針の2の3つ目の青少年の就業支援の促進では、青少年が就業できるまでの支援というように読めるのですが、現実問題としては、正規雇用を希望してもなかなか少なく、アルバイト等の非正規が増えているのですが、それに対する就業支援をどう考えているかという所はどうですか。

また、仮に就業できても、長続きしないというか、労働条件等で、長時間労働とか色々な問題の中で、辞めざるを得ない現場で、辞めた青少年について、どういう風にフォローするのか。この就労支援は、いったん就労してしまえば、その先のフォローは全くないのか、ちょっとわからなかったので、教えていただければと思います。

○千葉会長 今回の件について、事務局、どうぞ。

○事務局（盛本主査） 資料2の1と2をあわせてなのですが、基本的には、新規学卒者は学校の方で対応することになります。ここではあえてフリーターと若年無業者と書いていますが、ジョブカフェ北海道では、その後、何らかの事情で会社を辞め、就活をしている若者も含めて、支援を行っています。

○千葉会長 今回の説明でよろしいでしょうか。

○高崎副会長 はい。

○千葉会長 日置委員、どうぞ。

○日置委員 とても分厚い推進状況ですが、最後の58ページ以降に数値目標がありますが、計画というものは、作るときよりも作った後にどう検証して、次にどう活かすかが大事なことだと常々思っているのですが、どういう基準で推進したかということを見るのが大事なのだろうと思います。

ここにある数値は、数あるデータの中から、選んだ基準だと思うのですが、どういう意図やプロセスでこういう基準を決めているのか、教えてください。

例えば、私は普段、福祉関係のことで、児童相談所の方と仕事をしているのですが、59ページに児童相談所のこと書いてあって、ここで相談件数がどうなっているかという件数の推移が示されているのですが、逆に虐待の件数ですとか、一時保護の活用状況であるというのがなくて、相談の件数だけになっていて、実績の方、事業の費用を見ると、一時保護は、いつも一杯で、緊急に預からなくてはならない子どもたちは本当に多く、居場所がなくてみんな困っている状況にあるのですが、予算は25年度より26年度の方が減っている。その辺がどういう基準で、どうやって予算に反映されているのか、推進しているのかという点が気になったので、教えていただければと思います。

○千葉会長 今回の日置委員の質問に対して事務局に答えていただきます。

○事務局（加藤主幹） はい。指標につきましては、計画策定時に、この計画の推進状況としてふさわしい数字を策定しています。

現在の計画にも第4章に記載されているのですが、ただ、現実には、良い統計があるのかという問題もございまして、検討した上で、指標としているのですが、今回、見直しに当たりまして、現在、指標については精査を続行している状況でございますので、どのような指標を使うのかという点については、また改めてご相談させていただきたいと思っております。

あと、全体に予算が削減している状況下での数字でございますので、道全体が縮小傾向にあるものです。

から、その部分もお含みいただければと思います。

○日置委員 子供たちを育むのはとても大事だと思いますので、他が減っても、青少年を育成していくということや、福祉に関することが削られるとおかしいと思ってしまうので、意見としてお伝えしておきます。

○千葉会長 日置委員、今の答えでよろしいでしょうか

○日置委員 はい。

○千葉会長 納得できないこともあるかもしれませんが…

○事務局（田中青少年担当課長） すみません。

○千葉会長 他にいかがでしょうか。北平委員。

○北平委員 2つあるのですが、資料2の基本方針3にある「有害情報対策の推進について」ですが、予算の措置が何もないものがあるということでしょうか。

○千葉会長 どうぞ。

○事務局（田中青少年担当課長） この事業につきましては、道庁を中心といたしまして、携帯電話事業者、学校関係者、PTAの方ですかと、校長会の方々とともに、「青少年有害情報対策実行委員会」という組織を作っております、その中に国の機関が入っているのですが、そこで企画して、道庁自体には予算はないのですが、例えば、国の予算ですとか、携帯電話事業者の方にしても、やはり携帯電話の利用の安全安心というのは事業者側にとっても必要なことですので、事業者側にとっても、このような普及啓発に取り組むということをしております。これをコーディネートすることで、道庁の予算にしないで、進めていくのがこの事業でございます。

○北原委員 子どもが学校で、携帯電話会社の方から講演会を聞いてきて、それを聞くのですが、内容が、携帯電話会社の方が話されると、本当にこれで良いのだろうかと思うことがあります。

今、インターネットが問題になっている中で、予算がなくて、人材育成というか、そういうことを伝える人が増えていかないと、子供たちに伝わっていかないのではないかと思います。

民間の講演会に子どもと聞きに行ったのですが、すごく良い話でした。また、子どもの考え方というか、受け止め方が変わったように思います。

機械的な説明ではなく、道徳観等を含んで説明していたのですが、このような講演会を実施するとなると、やはり、予算を付けて、伝えていく人の育成が大事になると、ここ最近思いました。

○事務局（田中青少年担当課長） この事業は、たまたま環境生活部では予算がないということですが、例えば、道教委や道警などでは、予算化されている中で、ITの安全安心について、取り組まれており、そういったものを青少年有害情報対策実行委員会でも情報共有しながら進めております。

○北原委員 はい。それでは、こちらの資料の22ページの91番の事業はなくなったということですか。

私の所属している団体で小学生の子どもの居場所がないということで、自主的に活動しているのですが、

91番はもうなくなったということですか。

○千葉会長 事務局、いかがですか。

○事務局（盛本主査） 91番につきましては、90番の方に事業が統合になったと聞いておりますが、関係の部局に確認いたしまして、またご連絡差し上げたいと思います。

（事務局注：後日確認し、91番は統合ではなく廃止）

○千葉会長 よろしいですか。

○北原委員 はい。

○千葉会長 それでは、野村委員どうぞ。

○野村委員 資料2-1ですが、スクールカウンセラーの配置が307校とあるのですが、これは固定されているのですか。307校ということは307人いるということですか。常設ということですか、それとも、これから動いていくという話ですか。

○千葉会長 今の質問に対して事務局、お答えください。

○事務局（加藤主幹） すみません。場所をもう一度お願いします。

○野村委員 資料2-1の基本方針1の2つめ、いじめ・不登校等対策の推進の所です。ここに307校とあるのですが、これは延べ数なのか、それとも307校にひとりずつ配置したのか、という点ですが。

○事務局（田中青少年担当課長） 配置が307校にされていて、スクールカウンセラーの方がお一人で何校か担当しているということもあり得ると思います。スクールカウンセラーが対応する学校が307校ということでございます。

○野村委員 ひとりが複数の学校に行くということがあり得るのですね。

○事務局（田中青少年担当課長） はい。

○野村委員 問題行動の多い中学校が307校というのはこの中には、多いと考えるべきかどうか、ということも考えてしまうが。

○事務局（田中青少年担当課長） 基本的には、国は全校配置を考えていると聞いています。ただ、道内の場合、臨床心理士さんの数が充足していませんし、また、先ほどから出ていますが予算の問題があります。

○事務局（盛本主査） 問題行動の単語には、暴力だけではなく、不登校・いじめなども含んでこういう言い方をしています。

○千葉会長 野村委員、よろしいでしょうか

○野村委員 はい。

○千葉会長 それでは他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。報告事項については以上です。

それでは、次第2の審議事項に移らせていただきます。北海道青少年健全育成基本計画の見直しについてであります。これに関しまして、事務局に報告を求めます。

○事務局（加藤主幹） 青少年グループの加藤です。よろしくお願いします。

それでは、私の方から、資料3-1の説明をさせていただきます。

こちらの資料は事前に送付させていただいておりますので、ポイントを説明させていただきます。多少、駆け足の説明になってしまいますが、よろしくお願いします。

第1の経過及び見直しの報告の経過の表ですが、平成19年に現在の条例に改称され、第9条に基本計画を定めることとされたものでございます。

この条例を受け、翌年3月に計画期間を平成20年度から概ね10年間とする現在の計画が定められ、情勢の変化に応じて、見直しを行うとされたところです。

また、平成22年4月、子ども・若者育成支援推進法の施行により、第9条に都道府県は、国の大綱を勘案して、「子ども・若者計画」を作成することとされ、同年7月に国の大綱が策定されたところです。

さらに、本年4月には、4つの改正ポイントを盛り込んだ、北海道青少年健全育成条例の改正後の規定が施行され、今日に至っております。

このような経過がございましたので、見直しの方向としては、道条例の改正内容を踏まえるとともに、条例に基づく計画であるとともに、「北海道子ども・若者計画」として位置づけるよう見直しをしてはと考えたところでございます。

2ページ目をお開きください。見直しの概要でございます。

さきほど申し上げましたとおり、道条例に基づく計画であると同時に、新たに、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「子ども・若者計画」と位置づけることとしたので、計画の対象となる年齢については、現在の計画の対象である30歳未満に加えて、施策によっては40歳未満までと考えたところでございます。

次に、第2章につきましては、データの更新とそれに伴う加筆修正が中心でございます。

第3章につきましては、現在の計画と国の大綱については記載の守備範囲が重なる部分が大部分ですが、国の大綱に書かれているもので、現在の計画にない部分を追記する趣旨でございまして、基本方針に「社会生活を営む上で、困難を有する青少年への支援」を、同基本方針の施策の目標として「困難を有する青少年やその家族への支援」を追記するとしてとらえてございます。

第4章は個々の取組の章でございしますが、第3章で方針や目標を加えたことなどに伴いまして、構成の見直しや追加、あるいは、名称の変更を行うものでございます。

主な取組（10）のいじめ・不登校対策等の推進とされている現在の計画を、いじめと不登校に分離し、不登校につきましては、新設された施策の目標の下に置くこと、二つ飛んで、イですが、新設した施策の目標の下に、関連性の高い既存の4つの主な取組を移動するとともに、新設された施策の目標の下に、現時点で枝番になっておりますが、主な取組（33の2）と（33の3）として、「ニート・ひきこもり等への支援」と「経済的困難を抱える家庭への支援」を追加します。

戻って、イですが、主な取組（18）につきましては、現在の「社会への関心・興味の育成」の名称を「社会参加意識の醸成」に変更し、次の3ページに移りまして、オの主な取組39と40を統合・再構成し、力でございますが、主な取組（41）につきましては、消費者教育には、次代の大人社会の一員としての青少年における自立の意欲を培うため、社会の仕組みやルールについて習得する面と、現実に青少年が、例えば悪徳商法などにだまされないために行われる面があるのですが、前者につきましては、先ほどの主な

取組（18）に記載いたしますが、後者の部分をここに記すという趣旨を明確にするため、「消費被害防止対策の推進」に名称変更するものでございます。

次に、（3）でございますが、指標につきましては、現在、事務局で案を検討中であり、第5章の推進体制につきましては、基本的に変更はございません。

次に第3の「今後のスケジュール」ですが、資料のとおりとなっております。

資料3-2、1ページの第1章の1は国の大綱等が策定されたことなどを追記、2の計画の性格は、さきほどの子ども・若者育成支援推進法第9条の計画としての性格を併せ持つことを追記、3の期間は、今回、見直しを行い、残りが平成29年までとなりますので、見直し規定を削除、4の対象青少年の範囲は、国の大綱にあわせるとともに、条例改正に伴い、年齢の下限が撤廃されたことによる修正でございます。

4ページの第2章は、主に、数値の置換えとこれに伴う修正でございますが、6ページの（2）の高度情報化の進展の中で、現計画で「出会い系サイト」としているところ、出会い系サイトの被害が減少し、近年はコミュニティサイトが問題となっておりますので、この部分の修正でございます。なお、後ほど説明させていただきますが、委員のご意見をいただきまして、用語を統一いたします。

その後、時点修正がつづきますが、12ページの（2）学校の次のページのウにつきましては、近年、特にインターネットを介したいじめが社会問題化していることを追加し、オは最近の表現に修正、クにつきましては、近年、「学校における児童生徒の安全・安心」を「地域と連携した児童生徒の安全・安心」に修正しようというものです。

次に、14ページ北海道の青少年というコラムのような記載が現計画にございますが、こちらは、最新のデータに更新するものです。

次に、17ページ（4）地域でございますが、青少年が社会参加の経験をすることによりまして、将来自分が社会を支える構成員になるという自覚を育む、という視点を加えました。

また、アの次に、ひきこもりの実態について、記載するものでございます。

19ページ（5）の青少年の福祉を阻害する状況と非行の助長については、統計の時点修正でございます。第3章以降につきましては、盛本主査より説明いたします。

○事務局（盛本主査） 24ページの第3章「1基本理念」につきましては変更ありません。「2基本方針」につきましては、今回の見直しで、北海道青少年健全育成条例に基づく基本計画であるとともに、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」と位置づけますことから、現計画に「社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年への支援の促進」を追加します。追加する場所は、現計画の（1）、（2）が健全育成に関する項目、（3）、（4）が非行防止や青少年の被害防止でありますことから、（2）と（3）の間に新しい基本方針を追加します。

「3 施策の目標（1）基本方針Ⅰ 青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり」について25ページから26ページにかけて記載している、イの家庭の項目のうち（イ）について、現行では困難な状況にあるひとり親家庭などの記載がありますが、見直しの方向として、今回、ひとり親家庭等の支援及び障害のある青少年の支援は「基本方針Ⅱの2社会生活を営む上での困難を有する青少年への支援」に移動いたしますことから、削除をいたします。

続いて、28ページです。「基本方針Ⅱ 青少年の自立を促す環境づくり」のア現状（ア）で、ニートや無業者が将来に夢や希望を持たないと決めつけているようにも読めますことから、「ニート等、無業者の」の部分を削除したいと思います。

続いて、イ青少年の自立への意欲の（ア）の趣旨を「青少年の一人ひとりが社会の一員としてよりよい社会づくりに参加・貢献できる能力を身につけることにより、より積極的・能動的に社会に参加する意識を醸成し、自立への意欲を育む取組が必要である」との趣旨に修正いたしております。

続いて29ページ、ウ地域（ウ）については、「地域の大人が自覚を持って日常生活を営み、青少年の模範となることで、お互いの尊重と交流が生まれ、青少年が地域活動ができるような環境づくり」の視点で

修正していきたいと考えております

次に、31ページです。

見直しの方向として新たに設置する「基本方針Ⅱの2 社会生活を営む上で困難を有する青少年への支援」を追加したいと考えております

現状では、社会生活を円滑に営むことが困難な青少年へ、それぞれ必要な支援を行う必要がある旨を記載したいと考えております。

また、「子どもの貧困」問題と家庭への支援についても記載します。

困難を有する青少年やその家庭への支援として、社会生活を円滑に営むことができない青少年に対する教育、福祉、保健、医療、雇用など様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした支援と次代を担う一人ひとりの子どもの育ちを個人や家庭だけの問題とするのではなく、社会全体で応援する観点について記載します。

また32ページにありますが、経済的な理由で希望する教育を断念することがないよう経済的な支援や一人親家庭への支援、障害のある青少年の自立や社会参加に向けた主体的な取組への支援、さらには不登校の未然防止と早期発見、早期対応、ひきこもりに対する正しい知識の普及やサポーター養成などについて記載します。

続きまして、34ページの有害環境の浄化については、次の3つの項目を追加します。

青少年のフィルタリングの利用率が半数程度に留まっていることから、さらなる啓発が必要である旨、また、不用意な書込みで様々な被害に遭っていることを周知徹底する必要があること、そして、スマホへの依存傾向への対策として家庭内でのルール作りが必要、という点です。

37ページから「第4章 青少年健全育成の施策の基本的方向と体系」です。

まず39ページです。

主な取組（4）ひとり親家庭等の支援、（5）障がい等のある青少年の支援については、先ほど25、26ページと31、32ページにかけて説明しました、基本方針Ⅰから基本方針Ⅱの2「社会生活を営む上での困難を有する青少年への支援」に移動することからそれぞれ33の4、33の5として移動します。

次に、43ページです。

主な取組（10）いじめ・不登校対策等の推進は、いじめと不登校を分離し、主な取組（10）は、いじめ対策等の推進に変更し、不登校につきましては主な取組（33の6）として移動します。

取組の方向の整理につきましては、記載のとおりでございます

続いて、48ページ。主な取組（18）社会への関心・興味の育成についてです。

こちらは先ほど説明いたしました、「社会参加意識の醸成」に名称を変更した上で改めて取組の方向に追加していきたいと思っております

続きまして、55ページ主な取組（31）障がい者の就労支援につきましても、こちらも先ほど31、32ページで説明いたしました、基本方針Ⅱの2「社会生活を営む上で困難を有する青少年への支援」に記載いたしますことから、33の7として移動したいと考えております。

続いて、57ページです

「基本方針Ⅱの2 社会生活を営む上での困難を有する青少年への支援」について、こちらについては2点新たに追加していきたいと考えております

一つは、「33の2 ニート・ひきこもり等への支援」、こちらを追加します

58ページ、2点目は、「33の3 経済的困難を抱える家庭への支援」についてです。

続きまして59ページです。

主な取組（4）、（5）の方から移動しました、「ひとり親家庭等への支援」、「障がい等がある青少年の支援」、ページ変わりました60、61ページそれぞれ先ほど説明いたしましたとおり「33の6 不登校対策等の推進」、「33の7 障がい者の教育・就労支援」これらが、「社会生活を営む上での困難を有する青少年への支援」となります。

続いて、64ページの主な取組（39）有害情報対策の推進と65ページの主な取組（40）情報活用能力・情報モラル教育の充実。さきほど説明いたしました、この2つを一緒にいたしまして、取組の方向を改めて整理、またフィルタリング等つきまして取組を追加していきたいと考えております。

続きまして、70ページ「第5章 推進体制」については、名称の変更のみで大きな変更はありません。

以上で資料3-2の説明を終わります。

続きまして、資料3-3「北海道青少年健全育成基本計画に基づく施策体系（素案検討用）」についてですが、こちらは先ほど説明しております、基本方針の新設の体制の図になります。基本方針の上から3つめが「新設Ⅱの2 社会生活を営む上で困難を有する青少年の支援」となっております。

同じく隣の列、施策の目標では新設する7の2「困難を有する青少年やその家庭への支援」、主な取組の（4）、（5）、（10）、（31）につきましては、新設いたします基本方針「社会生活を営む上で困難を有する青少年への支援」に改めてパッケージングしまして、更に（33の2）、（33の3）を、それぞれ「ニート・ひきこもり等への支援」「経済的困難を抱える家庭への支援」として整理します。

（39）、（40）につきましては（39）「情報化社会への対応の取組」に、（41）は内容を鑑みて、「消費被害防止対策の推進」として改めて内容を整理するところです。（10）につきましてははじめ対策等の推進として再構成いたします。

資料3-3の説明は以上です。

資料の3-4につきましては、統計ということで、参考まで添付しております。

2ページ目はじめの認知件数は、先日報道等ありましたので、取り急ぎ先日お送りした資料に加えまして、平成25年度のデータを追記しております。

それと、1枚もので資料3-1「修正内容正誤表」というものを添付しております。事前に郵送した資料から変更されている部分が記載されております。参考までにご覧いただければと思います。

○事務局（加藤主幹） 引き続きまして、見直しの方向に対する委員のご意見と事務局の考えという表がございます。

こちらにつきましては、FAX、電子メール等で頂いたご意見と事務局の考え方を整理したものでございますので、ご覧いただければと思います。

最後に、今回の見直し案は、現時点での状況を事務局で整理したものでございまして、今後、庁内の協議によりまして変わる部分もあろうかと思いますが、お含みいただければと思います。以上でございます。

○千葉会長 はい。ありがとうございました。

この審議事項についてですが、かなりボリュームがあって皆様方も、事前に読んで来られたとは思いますが、理解するのが結構大変だったと思います。

それでは、この分に関しましては、質問と意見を分けて、審議を進めさせていただきたいと思います。

最初に、質問については一括して、ここで扱いたいと思います。質問のある方、お願いします。高崎委員どうぞ。

○高崎副会長 48ページですが、「租税教育用のテキスト」と特定しているのですが、なぜ租税だけになるのかという点ですが。

○事務局（田中青少年担当課長） 実際に本文に表記する際には、ここまでの具体性をもって表記はしないのですが、たまたま、税を所管している部局で、こういったテキストを作っているということで、こういった趣旨のことをやりたいという意味です。

○高崎副会長 他にもいろいろ使っているということですか。たまたま使われたテキストがこれですとい

うことで例示として上げたということですか。それ以外に、どういうものを考えているのですか。

○事務局（加藤主幹） 必ずしも学校で使っていただけるかは分からないのですが、比較的年齢の若い方に対して、それぞれの行政分野でわかりやすいものを作るという考え方がありまして、現に作っている部分もございます。税を例示したのは、学校と協議ができているという部分もあり、例示としました。

○千葉会長 よろしいですか。他に質問がある方どうぞ。

（発言なし）

○千葉会長 それでは、意見の方に移らせていただきます。意見の中で質問も出てくるとお思いますので、随時、お答え願います。それでは、まず、高崎副会長が発言されていたので、どうぞ。

○高崎副会長 出前講座やテキストで社会の仕組みを理解させる取組も良いとは思いますが、租税も大切な部門ですが、これだけが突出しているような印象を持っています。

施策の目標が「青少年の自立を促す環境づくり」であるのに、社会への義務を全面に出すのはどうかと思います。

主な取組の「社会への関心・興味の育成」を「社会参加意識の醸成」に変えるようになっており、社会参加意識を持たせることで青少年に自立を促すというのでも分かるのですが、「社会参加を促す」とか「社会に貢献する能力」とかが前面に出てくると、「一人ひとりの青少年が個人としてその能力を開花させて、人生を全うするための環境づくりのために、行政や社会に何ができるか」という健全育成の考え方なのに、「青少年が社会のために何ができるか」という発想になると、質が変わっているのではないかという懸念が表現の中にあります。

資料で言うと48ページの理念が28ページに書いてあり、「よりよい社会作りに参加・貢献できる能力」とか「より積極的、能動的に社会に参加する意識を醸成する」とありますが、積極的・能動的に参加することだけが肯定的なものではないと思います。社会参加のあり方というのは、いろいろなその人の個性に合った係わり方があって、社会と個人がお互いに、うまく相互に係わっているものであるのですが、この表現は青少年の育成という条例の趣旨からすると、趣旨が違うのではないかという懸念ですね。

質が変わったと言えば言い過ぎかもしれないが、この部分はこれでいいのかなという疑問がありまして、抽象的な意見かもしれないが、条例の趣旨からいって、ここの表現はもう少し考えなければならない表現なのではないかと思います。ここが気になった点です。

○千葉会長 熊谷委員、どうぞ。

○熊谷委員 「青少年のための」というところではなくて、今、副会長が言われたように、これは40歳まで対象を広げています。植物で言えば「若いときの環境をどうするのか」ということでなく、「成長してしまったものをどうするのか」という話。だから、その人たちをどうやって社会に適合させようかということになってしまいます。40歳ということになると、青少年ではなく完全に成人した一人の人間ですので、そこまでいってしまうと、特定できないのではないのでしょうか。青少年に関して、そう思いました。

○千葉会長 これを見ていると、もう一人前になってしまっている者が、この社会参加でどういうことをするのかという印象ですね。

○宮崎委員 未成年と分ける必要があるのではないかと思います。未成年に対する行政や社会の考え方と、

もう40歳となればいい年齢です。

そこまで含めて何かやろうとするのはわかるのですが、やはり、それは、ものによっては、未成年とは違う扱いにした方がよいのではないのでしょうか。どういう表現をすれば良いのかは分からないのですが、読んでいてそう思いました。

私たちが、子どもたちに対して思う気持ちと、40歳までは青年として見ていくというのはちょっと違うような感じがしました。

○千葉会長 子どもという面と、これから40歳まで発達していくのだという面があって、当然、それには未成熟なところがあって、これに対して、いろいろと行政等の力があって、さらに成熟させていくという所。そういう議論は必要かなという所ですね。

そうやって、社会参加ができるようになってもらうということは必要なのですが、ここでは、前の方に行き過ぎているのではという心配が凄くあるんですね。はい、どうぞ。

○日置委員 これはたぶん、新設された項、基本方針Ⅱの2の部分、国の流れでも、20歳で切るというわけにはいかない部分だと私は認識しているんですね。

私自身もそういう困難を抱える若者たちを支援しているのですが、20歳になったからといって何かが変わるわけではなくて、むしろ、それまでの間に奪われてきたものを、長い時間をかけて、社会が何か保障しなければならないということなので、この部分に限って30の若者までとか、場合によっては40歳までというのは、今回、国の法律ができた関係での部分なのかなと思います。

他の青少年の健全育成という部分、今まであった分類の所は未成年と考えても良いのではないかと思います。

○事務局（田中青少年担当課長） 今、頂いた意見ですが、実は、事前に頂いたご意見の中にも、そういう趣旨のご意見がございまして、私どもで、委員のご意見と事務局の考え方について、説明を省いてしまったのですが、事務局の考え方を記載しておりまして、社会参加意識の醸成のところは1ページ目の2番であるとか、5ページの24番であるとかですが、「いきなりちょっとぶれすぎているのではないか」というようなご意見を頂いて、これに対しては、今回、健全育成条例に基づく計画であるということと併せて、国の法律に基づく都道府県計画として位置づけるという関係から、国の「子ども・若者ビジョン」において、社会参加支援することとしています、としておりまして、計画においても社会参加を明確にするために、「社会参加意識の醸成」としています。

このように考えているところなんですけれども、これについて、審議会でいろいろご意見がございましたら、こちらの方で、また検討というか、法の位置付けにしたいという思いがあるものですから、その位置付けとうまく整合がとれる方向に持って行ければな、という思いで、今、ご意見を伺っておりました。

また、年齢の部分につきましては、たとえば1ページ目の1番。これも、計画の位置付けの部分なんですけど、対象年齢が40歳未満というのは非常に範囲が広すぎるということですが、これにつきましては、従来の計画が30歳未満で作っておりまして、条例では育成の部分と規制の部分とに分かれておりまして、育成の部分は30歳未満、規制の部分は18歳未満と条例で縛っております。したがって、従来の計画もこの考え方を取り入れまして、30歳未満も計画の対象に入れておりました。

それに加えて、今回、国の計画に位置付ける、今までの計画にさらに上置きすることになるものですから、上置きの部分につきましては、先ほど、日置委員がおっしゃいましたように、困難を有する、例えばニート等の部分については、国の方も40歳までを対象として支援策をやっているということにしておりまして、それに位置付けを合わせるためには、当計画においても、40歳未満も、施策によっては対応ということになっております。なお、国の方も全てが全て40歳までとっているのではなく、国の方でもこちらに書いているとおり、施策によって40歳としているものですから、当計画につきましても、施策に

よっては、具体的には就業支援がメインになるのですが、第1章に表記するなどして整理できればと思っています。

国の計画に位置付ける上で、困難を有する方に支援をするのは外せないので、若者かどうかというご意見もあろうと思いますが、国の困難を有する方に支援をするという大きな流れに北海道だけが乗らないということにはならないものですから、何とか40歳未満を対象というのは、これは外せないのかなと思っています。

ただ、この部分が40歳までが対象だというのがわかるような表記の方法を考えていきたいと考えています。そういったことを踏まえながらまたご議論をいただければと思います。

また、事前にいただいたご意見に対する事務局の考え方をかいつまんででもご説明すれば良かったのですが、時間がなかったということで、説明を省略させていただきました。

○千葉会長 野村委員、どうぞ。

○野村委員 表現について、例えば、社会参加の所でも国に準拠して使おうとしていますが、もう少し優しい言葉にした方が良いのでは、と思います。「親子の再統合」など、法律上の言葉かもしれませんが、誰に向かって計画を作っているのか、という感じがします。そこまで、準拠や整合性を持たせなければならぬのかというのが、ちょっと疑問に思いました。

「ひきこもりサポーター」の所でも、語感に変な違和感を感じたんですね。法律なのだからというのもあるかもしれませんが、国の例にならって言葉を使うというのが良いのかどうか。もう少しわかりやすくしておいた方が良いのではないのでしょうか。

さきほどの高崎先生のご発言を聞いて考えたのは、おそらく、「租税教育」という言葉に引っかかるものがあつたのではないのでしょうか、ということ。これが、例えば、選管の「選挙の教育」というものであれば違和感がないかもしれない。

○事務局（田中青少年担当課長） 先ほどの「親子の再統合」ですが、趣旨や意味がずれないように使っておりまして、この言葉の定義があまりにも長いということもありますが、担当課と連携して、置き換えることができるか協議してみたいと思います。

○野村委員 せっかく見直すのであれば、過去の言葉から離れて、わかりやすい言葉に見直すというのは難しくないのではないのでしょうか。この点を検討した方が良いのではないかと思います。

○事務局（田中青少年担当課長） 福祉行政で使われている言葉があり、事業や取組を想定した書きっぷりを求められるものですから、難しいところもありますが、こういう書きっぷりにしても、趣旨が違つか意味が違つかという風にならないように言葉を使いたいという面があります。事業の行っているところの定義に沿うような言葉でなければ、計画の方に書いても、なかなか進んでいかないという面もございますので。ただ、ご指摘あつた部分は、こちらの方で汗をかいて担当課と協議します。

○千葉会長 日置委員、どうぞ。

○日置委員 さきほどの高崎副会長の意見に私も賛成なんですけど、全体的に理念をはっきりさせた方が私はいいかんと思っています、目的の所に「社会の実現」と書いているんですね。これはとても大事で、「社会を作ろう」と言っている。計画の中で。だから、基本方針も最初のⅠとⅡは「環境を作っている」と書いてあるんですね。新設されたのは「直接対象となる人への支援をしましょう」となっており、下のⅢとⅣは、「何か起こってしまった人たちへ対策を講じましょう」という作りになっていると思うん

ですね。

こういう発想は、福祉の世界では「社会モデル」と言われるんですけど、「個人モデルから社会モデルへ」と、福祉業界では当たり前の用語で、良く言われています。私も今日、みなさんに配った冊子の30ページにも、「社会モデルを基本とした生活支援が原則」の記述があり（この冊子では）当事者からの聞き取りから記載しています。

どうしても、今までは個人モデルで、「ちゃんと個人にさせよう」という発想で、ちゃんとしていない人には厳しく指導したり、管理をしたりして、「ちゃんと社会に適合するよう自立させよう」という発想であったのが、そうではなく「できないということには理由があるのだから、そこに着目してできるような社会を作っていこう」、「社会が変わっていきましょう、子どもたちを育てましょう」という発想が私は大事だと思います。

先ほどの高崎委員の言われていた部分は、医学モデルっぽい言い方なんですよ。「青少年にこうさせよう」という言い方がありますが、きっと、非行防止や被害防止の所も、「本人や家庭が悪いのではなく、たまたまいろいろ教育されたり、いい人に会うチャンスがなくてこうなってしまう」ということがあるので。

全体として環境づくりという書きぶりは、社会モデルの発想で、「社会が変わっていくんだ、社会が育てて行くんだ」というように表現を統一したほうが、そこに気を配るのが良いのではないかと私は思います。これが一つです。

もう一つが、新設した「社会生活を営む上で困難を有する青少年への支援」という所が、私が直接関わっている部分なので、話をすると、具体的な所に、項目33の2と3と、今まであった33の4、5、6があるんですけど、とても、現象論的なんですよ。「こういう状態の人を応援しましょう」ということになっている。

特に33の3の経済的困難を抱える家庭への支援となっていて、具体的な施策もお金の面を応援するというものになっているんですよ。私は実際に困窮の家庭に関わっているが、お金の問題では全然なくて、困窮に至るには理由があるんですよ。例えば、お母さんが障がいを持っていたりとか、いろいろな社会的な弱い部分があるから、結果として困窮状態になってしまう。逆に、貧困だからそうなることもあり、相互関係にあるんですけど。

だから、お金を保障するのも大事なんですけれども、それだけで解決するわけではないし、ニート、引きこもりも、突然ニート、引きこもりになるわけではなく、ニート、引きこもりになる背景があって、そこを考えないと、人への支援をするだけでは、きっと解決しないんじゃないかなと思って、具体的に施策を立てるといえるのか、書くときには少し広めに、起こっている現象だけに着目するのではなく、もう少しその背景にあるものも含めて、何を立てて行くことが大事なのだろうと思うので、この点をお願いします。

あと、もう一つ。最後、非行や被害の防止の所も対症療法というか、起こってしまったことへの対処という所だと思うんですけども、これも未然防止があつてこそ、という問題であるので、今回、「消費者教育の推進」が「消費被害防止対策の推進」というように狭くなってしまった気がして。本当であれば基本的小金のお金の使い方とか、今、釧路では「お金の学校」というものを若者たちに始めたものですから。そもそも、お金とはどういうものなのかということを考えることもなしに、ただ被害の防止ということだけをやって、あまり意味がないのかなと思うので、ちょっと、変えるのはどうかな、と私は思うので、この辺も検討いただければと思います。

○千葉会長 ありがとうございます。鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 はい、今日、いろいろな方の意見を聞いて、なるほどなあと思うところがあります。それから、年齢についてなのですが、40歳と凄く広いので、先ほど意見があつたように2つに分けたら、それも解決するのかなと思います。

○千葉会長 ありがとうございます。宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 冒頭に発言したのですが、今の場面で言えば良かったのかなと思っているのですが、今、日置委員からも発言がございましたけれど、「社会の実現」とか「環境づくり」という視点からいきますと、私は、非行になったり、困難を有する場合等に、個人に対するものも、もちろん大切なんですけど、それ以上に、「社会の実現、環境づくり」というのが大事だなと思っているんです。

そういう意味合いで、私が中学校を卒業した頃は、みんな集団就職する頃だったのですが、それ自体は、集団就職で低レベルの給料とか、そういうものであったのですが、みんな正社員なんですよ。ところが、今はそうじゃない訳ですね。その辺、例えば、今、公務員になっている人も何かの事情で辞めた場合には、大変ですよ。

そういうような意味合いで、社会をもう少し見ていかなければならないので、先ほど、一つ目のお話をしたということです。

それと、同じように社会の変化というのはどの地域にも同じように現れるということではなくて、小さな町や村で老人の人口が多くなっているということは、逆に言うと若者たちが、「少数の若者がどう生きるのか」ということがございます。

都市部で若者が集まっているところであっても、非正規が非常に多いとすると、例えば、ちょっとしたルールでも守るか守らないかというのは社会全体のことになる。例えば、赤信号で渡るのか渡らないのかという時に、自分自身に失うものは何もない、怖いものはないとなると、そういうルールが守れなくなる、赤信号を無視してしまうということにも、全て繋がる訳ですね。

ですから、そういう意味合いで、私は、「青少年の自立を促す環境づくり」というのは少し幅広く考えなければならぬと感じました。

それと、あと一つ。例えば、アンケートの結果をどのように読むのかという所があると思うんですね。例えば、男女の役割や結婚についての項目で「男は外で働き、女は家庭を守るべきということについてどう思うか」と問っているものでも、あきらめの気持ちがあれば、「しょうがないよね」、「本当はそうじゃないよね」と思いながらも、「しょうがないんじゃないの」ということで、「どちらかと言えば賛成」になります。

要するに、アンケートをする側の心理の問題で、答えがかなり変わってくるのではないかと思います。この意味で、アンケートを読み取る側の読み込み方で、ずいぶん変わってくるので、全面的に数値に頼るのはどうかと思います。偏った聞き方だと私は思っていないかもしれませんが、あるものについては、こういう回答が欲しいとなると、それなりの問い方があるということもありますし、そのあたりもよく考えた上でまとめられては良いのではないかと思います。

○千葉会長 ありがとうございます。北平委員、どうぞ。

○北平委員 先ほどのメディアのことというか、インターネットについてですが、65ページになると思うのですが、今、小学生とその保護者は、「スマホはまだ早い」と言っている親もいるかもしれないのですが、今、ゲーム機からSNSに繋がるなど、親の知らないところで、ゲーム機を通じてLINEをしたりとか、1年で急速に進むので、そのスピードに大人が追いついていけないと私自身も思っています。

見直しの方向性に「家庭内ルールづくりを促進」と書いてあって、家庭内でのルールづくりはもちろんなんですけれど、もう、家庭内だけではどうしようもない状態というか、親もどうしていいかわからない。

青少年の方に入るか分からないのですが、学校で「こういうルール」とか、家庭内だけでなく、学校での、特に小学校や中学校といった義務教育での、電子メディアに対するルールづくりとかをしていかないと追いついていけないと思っています。

乳幼児を持つお母さんたちも、小さい時から電子メディアやスマホを見せたり、子守をスマホでやっていくという中で、親も何が正しくて何が悪いのか、分からない。

子どもも、幼児、小学生、中学生では、それぞれ発達が違うので、発達年齢に合わせたルールづくりとか、そういうものも考えて、出してかなければならないのではないかなと思いました。そのためには、啓発活動と人材育成が必要なので、そこも入れていただければありがたいと思います。

○千葉会長 ありがとうございます。どうぞ。

○高崎副会長 さきほど、対象年齢について、30代の議論が出たんですけど、社会の複雑化や格差の拡大などが、すごく社会に起因する問題によって、子どもの貧困とか、家庭の貧困問題があるので、私たちは弁護士の仕事をしているのですが、少年事件でも、弁護士の間では「20歳成人ではなく30歳成人だね」という話をよくするんですけど、そういう子どもたちは、本当に20歳で20歳らしい、まあ、「らしい」というのはおかしいですけど、成長が十分できていない。

30歳になってはじめて自立できるという時代になってきているという部分があり、必ずしも20歳とかそういうことではなくて、ケースによって30歳、場合によっては、就業支援とか、いろいろなことを考えた場合に、30代というのはそういう意味で支援が必要なのではないかな。いろいろな問題もあるので、分野ごとというか、あるいは問題ごとに整理できるのであれば、年齢の点は、私は理解できるという風に思っています。

○千葉会長 私は、この3月まで大学にいたのですが、学生を見て感じるのですが、22歳で卒業するんですが、そういう学生はもの凄く子どもなんですね。おそらく、22歳で卒業した学生たちを見ていると、以前だったら高校を終わったくらいではないかという感じを凄く持っていて、精神的な面ですね。とりわけ。そうすると、22歳では、まだまだ大人じゃない。見ていると、その上に大学院があるんですが、大学院を終わってようやく少し大人に見える。そういう感じが凄くします。

最終的にドクターになると、少なくとも27歳、それ以上の年齢になっていますが、そのあたりでようやく、しっかりした考え方ができ、あるいは、人生に対する考え方がしっかりしてきている、そう思えてならなかったんですね。

そういった意味では、先ほどから、皆さんからいろいろと話が出てきていましたが、20歳でまだまだ、30歳でようやく、あるいは場合によってはそれ以上という感じすらしていますので、そういう意味からすると、22歳から大人とみるのはもうやめようかというのを仲間内で話していました。ちょっと参考までに。

○熊谷委員 実際、自分の会社でもアルバイトから正社員にする制度があるんですけど、優秀な人間でも、勧めてもなりたがらない傾向にあります。

「社員になるより、アルバイト・パートで気ままにやっていたい」という人は半分くらいいるんですね。

○千葉会長 他にいかがでしょうか。予定していた時間が近づいてきているのですが、どうしても発言しておきたい人はいませんか。

(発言なし)

○千葉会長 それでは、次の議題もございますので、この問題に関する話は終わりにしたいと思います。

今日、委員の皆さん方からいろいろな意見を出していただいんですが、こういったものも含めて、織り込んでいただいて、案をつくっていただきたいという風に思います。

○事務局（田中青少年担当課長） この後、今のご意見をいただいて、素案を取りまとめまして、素案をまずご照会させていただきまして、申し訳ありませんけれど、メール・電話等でご意見を頂きまして、それをまとめたものをパブリックコメントをさせていただくということになっておりまして、その後、パブリックコメントを経た後、案にする段階で、また委員の皆様にご照会してですね、最終答申という段階でまたお集まりいただこうと思っております。

その辺については、また今後ですね、今日、スケジュールをお示しておりますけれど、また検討させていただいて、答申は1月下旬ということを考えておりますけれども、場合によっては、その前にお集まりいただく場合もあるかもしれません。

○千葉会長 そのあたりのことについては、事務局と私の方で調整をするということによろしいですか。皆様方にはさきほど予定を示させていただいたということでございますけれども、それでプラスしてもう1回会議をやるということになるかもしれないということですね。

○事務局（田中青少年担当課長） はい。

○千葉会長 そういう風にとり進めていただければと思います。

それでは、この件については、終わらせていただきます。

あと、その他といたしまして、北海道青少年健全育成条例の一部改正ということで、これについて、事務局の方からお願いします。

4 その他

○事務局（伊林主幹） 青少年グループの伊林と申します。よろしく申し上げます。時間も差し迫っておりますので、簡単に説明させていただきます。「薬事法」というのは皆様もご承知かと思いますが、その名称変更に関する改正部分が、本年11月25日から施行されることになりまして、これによりまして「薬事法」という名称が変わるものですから、これに伴って、関係する北海道条例を一括して改正する条例を10月14日に公布いたしました。

北海道青少年健全育成条例では、場所提供を禁止する行為として、第40条第5号で薬事法で定める指定薬物をみだりに使用する行為を定めているため、関係する条例の一つとして所要の改正を行ったところでございます。次の「新旧対照表」をご覧ください。改正内容としましては、改正薬事法により、「薬事法」の名称が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改められるとともに、指定薬物の規定が第2条第15項に項がずれましたので、条例第40条第5号の規定を新旧対照表のとおり改正したものでございますので、皆様にご報告いたします。

○千葉会長 はい、ありがとうございます。今の報告に対して、何か質問はありますか。

（発言なし）

○千葉会長 よろしいでしょうか。

（「はい」という発言あり。）

○千葉会長 それではですね、今日予定していた議題は以上のとおりであります。これで本日の議事を終了いたします。ありがとうございました。 以 上